

福訪協発第 29 号
令和 3 年 8 月 31 日

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 員 各 位

福岡県訪問看護ステーション連絡協議会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて
(その 52) (その 53) (情報提供)

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について、別紙のとおり厚生労働省より取扱いが示されましたので、お知らせいたします。今回の取扱いに関する詳細については、下記のとおりです。

つきましては、貴事業所におかれましても本件についてご了知いただきますようよろしくお願いいたします。

記

1. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 52) (令和 3 年 8 月 4 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)

問 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算（5,200 円）又は長時間訪問看護・指導加算（520 点）の算定について、どのように考えればよいか。
--

(答) 訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算（5,200 円）を、保険医療機関においては長時間訪問看護・指導加算（520 点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52））の発出日以降適用される。

問 2 問 1 について、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合においても、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算を算定することが可能か。

(答) 可能。

2. 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 53)
(令和 3 年 8 月 11 日付厚生労働省保険局医療課事務連絡)

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて (その 52)」(令和 3 年 8 月 4 日厚生労働省保険局医療課事務連絡) の問 1 及び問 2 について、長時間精神科訪問看護加算 (5,200 円) 又は長時間精神科訪問看護・指導加算 (520 点) の算定についても同様の取扱いとなるか。

(答) そのとおり。

問 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、特別訪問看護指示書を交付することが可能か。

(答) 可能。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 4 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その52）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者（以下「自宅・宿泊療養を行っている者」という。）に対して、主治医の指示に基づき、訪問看護ステーション又は保険医療機関が緊急に訪問看護を実施した場合において、長時間訪問看護加算（5,200 円）又は長時間訪問看護・指導加算（520 点）の算定について、どのように考えればよいか。

（答）訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算（5,200 円）を、保険医療機関においては長時間訪問看護・指導加算（520 点）を、当該患者に対して主として訪問看護を行った訪問看護ステーション又は保険医療機関において、訪問看護を行った時間を問わず 1 日につき 1 回算定できる。なお、この取扱いは、本事務連絡（新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52））の発出日以降適用される。

問 2 問 1 について、主治医の指示に基づいて作成した訪問看護計画に定めた訪問看護を実施した場合においても、長時間訪問看護加算又は長時間訪問看護・指導加算を算定することが可能か。

（答）可能。

事 務 連 絡
令和 3 年 8 月 11 日

地方厚生（支）局医療課	}	御中
都道府県民生主管部（局）		
国民健康保険主管課（部）		
都道府県後期高齢者医療主管部（局）		
後期高齢者医療主管課（部）		

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その53）

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況を踏まえ、臨時的な診療報酬の取扱い等について別添のとおり取りまとめたので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関及び訪問看護ステーションに対し周知徹底を図られたい。

以上

(別添)

問 1 「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 52）」（令和 3 年 8 月 4 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）の問 1 及び問 2 について、長時間精神科訪問看護加算（5,200 円）又は長時間精神科訪問看護・指導加算（520 点）の算定についても同様の取扱いとなるか。

（答） そのとおり。

問 2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 44 条の 3 第 2 項の規定に基づき、宿泊施設又は当該者の居宅若しくはこれに相当する場所から外出しないことを求められている者に対して、特別訪問看護指示書を交付することが可能か。

（答） 可能。